



福島医発第1256号(地)

平成23年 8月20日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

インフルエンザに係る入院サーベイランスについて

平成23年8月5日付け福島医発第1139号(地)にてお送りした「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等」に伴い、平成23年9月4日を以てインフルエンザ重症サーベイランスを廃止し、9月5日よりインフルエンザ入院サーベイランスが開始される旨、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

なお、本県の感染症発生動向調査における基幹定点からのインフルエンザ入院患者の報告につきましては、本会に設置している感染症発生動向調査委員会等で検討を行うこととしておりますので、その内容につきましては決定次第ご連絡いたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 榎藤秀之
会長 蒲池 壽



健感発 0729 第 3 号
平成 23 年 7 月 29 日

社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



インフルエンザに係る入院サーベイランスについて

標記について、今般、別添（写）のとおり、各都道府県、政令市及び特別
区衛生主管部あて通知したところであります。

つきましては、都道府県医師会及び貴会会員への周知について、特段のご
配慮方よろしくお願いいたします。



健感発 0729 第 3 号
平成 23 年 7 月 29 日

各
〔 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 〕

衛生主管部 御中

厚生労働省健康局結核感染症課



インフルエンザに係る入院サーベイランスについて

インフルエンザ対策については、平素よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 97 号）が本日公布され、「感染症発生動向調査事業実施要綱」（平成 11 年 3 月 19 日付け健医発第 458 号）及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号）について改められたところです。

これに伴い、「インフルエンザに係るサーベイランスについて」（平成 23 年 3 月 31 日健感発 0331 第 1 号）の別添 3 「インフルエンザ重症サーベイランス」において、予めお知らせしておりましたとおり、平成 23 年 9 月 4 日を以てインフルエンザ重症サーベイランスを廃止し、平成 23 年 9 月 5 日よりインフルエンザ入院サーベイランスとして開始しますので、別添のとおりお知らせします。

インフルエンザ入院サーベイランス

1. 目的

インフルエンザによる入院患者の数及び臨床情報を捕捉することにより、インフルエンザによる入院患者の発生動向や重症化の傾向を把握する。

2. 実施方法

(1) 基幹定点医療機関

インフルエンザによる入院患者について、一週間（月曜日から日曜日）ごとに、保健所に報告する。但し、インフルエンザ定点として指定する医療機関と同一の医療機関を基幹定点として指定している場合、いずれの報告も行うこと。

(2) 保健所

(1) により得られた患者情報を、毎週火曜日（休日の場合はその翌開庁日）までに、暫定感染症サーベイランスシステム（iNESID）に入力する。

なお、平成24年4月からは、感染症サーベイランス（NESID）に一元化を行う予定。

(3) 都道府県等の本庁

保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

(4) 厚生労働省

都道府県等の本庁が確認済みの患者情報を速やかに集計し、全国情報を作成し、都道府県等の本庁に送付する。

3. 実施時期

通年、実施する。

4. 結果の公表

結果の定期的な公表は、毎年9月から翌年3月までを目途として実施する。